



26岡環審第2号
平成26年8月26日

岡山県環境文化部環境管理課長 殿

岡山県環境審議会大気部会

部会長 高橋 正徳



微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る監視測定体制について

このことについて、平成26年7月7日付け、環管第181号で審議依頼がありました
が、平成26年7月30日に開催した岡山県環境審議会大気部会において審議した結果は
次のとおりです。

記

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、自動車の排ガスや県南部に集中している固定発生源
から発生するほか、大陸からの越境汚染による影響もあり、その原因は多様である。

現在、岡山県においては、固定発生源が集中している県南部に測定局を設置しているが、
県北部は県南部の地点より、バックグラウンドや大陸からの越境汚染による影響の把握、
県南部からの発生量の推測に資すると考えられる。

したがって、県北部の適切な地点に必要な測定局を追加設置すること。